

石川県立看護大学学則

平成23年4月1日
石川県公立大学法人規程看第1号

目次

| | |
|------|--------------------------------------|
| 第1章 | 総則（第1条－第4条） |
| 第2章 | 学年、学期及び休業日（第5条－第7条） |
| 第3章 | 教育課程、卒業の要件等（第8条－第16条） |
| 第4章 | 入学、転学、留学、休学及び退学（第17条－第28条） |
| 第5章 | 授業料等（第29条） |
| 第6章 | 職員組織（第30条－第35条） |
| 第7章 | 附属施設等（第36条・第37条） |
| 第8章 | 賞罰（第38条・第39条） |
| 第9章 | 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第40条－第43条） |
| 第10章 | 公開講座（第44条） |
| 第11章 | 自己評価（第45条） |
| 第12章 | 雑則（第46条） |
| 附則 | |

第1章 総則

（目的）

第1条 石川県立看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く知識を授け、看護学に関する高度な専門的知識と技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高い資質を備えた人材を育成し、もって人々の健康の増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（学部、学科及び学生定員）

第2条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 入学定員 | 収容定員 |
|------|------|------|
| 看護学科 | 80人 | 320人 |

（修業年限）

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第4条 本学には、8年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第7条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

一 日曜日及び土曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 開学記念日
 - 四 春季休業日
 - 五 夏季休業日
 - 六 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までの休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

第3章 教育課程、卒業の要件等

（授業科目及び履修方法等）

第8条 本学が開設する授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 学生が修得すべき単位は、129単位以上とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（単位数の算定）

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げるところにより算定する。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第10条 一の授業科目を履修し、学修の評価により合格した学生に対しては、単位を与えるものとする。

（学修の評価）

第11条 学修の評価は、試験（卒業研究にあつては、研究成果の評価。以下この条において同じ。）により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることができる。

- 2 試験は、その授業科目の授業が終了する期の終わりに行う。ただし、授業科目によっては、随時に行うことができる。
- 3 試験の成績は、S、A、B、C又はDで判定し、S、A、B及びCを合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第12条 学生が学長の承認を得て、他の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により認定する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定する単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第13条 学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修については、当該学修を本学における授業科目の履修とみなして第10条の規定を適用し、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与える単位数は、前条第1項及び第3項の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第14条 学生が本学に入学する前に本学又は他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（第40条の規定により修得した単位を含む。）は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、当該学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなして第10条の規定を適用し、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により認定し、又は与える単位数で本学において修得した単位以外のものは、転学の場合を除き、第12条第1項及び第3項の規定により認定する単位数並びに前条第1項の規定により与える単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（卒業の要件）

第15条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した学生に対し、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

（学位）

第16条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した学生に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 入学、転学、留学、休学及び退学

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第23条第1項又は第28条第2項の規定により入学する場合は、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第18条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）に合格した者

八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者で、本学において大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願の手続）

第19条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定手数料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（入学者選抜試験）

第20条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。

2 入学者選抜試験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(入学手続)

第21条 前条第1項に規定する入学者選抜試験に合格した者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第22条 削除

(転学)

第23条 他の大学等から本学に転学を希望する者があるときは、学長は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が他の大学等に在学した年数及び当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を本学における在学年数又は本学における授業科目の履修により修得した単位数に通算することができる。

3 他の大学等が行う入学者の選考のための試験を受けようとする学生及び他の大学等へ転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 外国の大学等に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含めることができる。

(休学)

第25条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、1年の範囲内で当該期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

- 一 在学期間又は休学の期間を経過した者
- 二 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促してもなお納付しない者
- 三 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復学及び再入学)

第28条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学又は除籍の理由が消滅したことにより再入学を希望する者は、退学又は除籍の日から4年以内に限り、学長の許可を受けて再入学をすることができる。

第5章 授業料等

(授業料等の額及び徴収方法)

第29条 本学の入学検定手数料、入学手数料及び授業料の額並びにその徴収の方法は、別に定める。

第6章 職員組織

(職員)

第30条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員、技術職員その他の職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(事務局及び学生部)

第31条 本学に、事務局及び学生部を置く。

- 2 事務局及び学生部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第32条 本学において学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を与えることができる。

- 2 名誉教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会の設置等)

第33条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。
- 3 第30条第2項の規定により副学長を置く場合は、当該副学長を教授会の組織に加える。
- 4 教授会には、必要に応じ、准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第34条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び卒業
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の運営等)

第35条 教授会の会議は、学長が招集する。

- 2 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第7章 附属施設等

(附属図書館)

第36条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属地域ケア総合センター)

第37条 本学に、附属地域ケア総合センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 健康・福祉に関する公開講座、研修、調査・研究及び指導・助言に関すること。
- 二 大学情報の発信に関すること。
- 三 大学の国際化の推進に関すること。

3 センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

4 前2項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属看護キャリア支援センター)

第37条の2 本学に、附属看護キャリア支援センター（以下「キャリア支援センター」という。）を置く

2 キャリア支援センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 看護師等のキャリアアップの啓発に関すること。
- 二 公益社団法人日本看護協会認定看護師規程に基づく認定看護師教育課程の実施に関すること。
- 三 認定看護師及び専門看護師に対する教育、支援に関すること。
- 四 その他看護師等のキャリアアップに関すること。

3 キャリア支援センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

4 前2項に定めるもののほか、キャリア支援センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、この規程その他本学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなく授業に出席しない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学期間に算入する。

5 前各項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 学長は、本学の学生以外の者で第8条第1項に規定する授業科目について履修しようとするものがあるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 第10条、第11条、第26条、第27条及び前条の規定は、科目等履修生について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 学長は、学生がその所属外の大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目を所属する大学、短期大学又は高等専門学校の単位として相互に認定できること

とする制度（以下「単位互換」という。）に基づき、当該単位互換に関する協定を本学と締結している他の大学等又は高等専門学校で、本学が開設する授業科目のうち一部の授業科目について履修しようとする者があるときは、学生の修学に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 第10条、第11条、第26条、第27条及び第39条の規定は、特別聴講学生に準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（研究生）

第42条 学長は、本学が開設する授業科目で学長が定めるものに関連した特定の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 第26条、第27条及び第39条の規定は、研究生について準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（外国人留学生）

第43条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 公開講座

（公開講座）

第44条 本学は、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 自己評価

（自己評価）

第45条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- 2 自己評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第12章 雑則

（委任）

第46条 この規程に定めるもののほか、本学の運営について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 石川県立看護大学学則第11条の規定は、平成28年4月1日以後に入学した者（編入学をした者を除く。以下同じ。）から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の

例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学学則第2条の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。第2条の規定にかかわらず、平成30年度の収容定員は、330人とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 石川県立看護大学学則第8条第1項及び第9条の規定は、平成31年4月1日以降に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。この場合において、改正前の授業科目が開講されない場合は、別に定めるところにより、改正後の学則に規定する授業科目を履修することができるものとする。

別表（第8条関係）

| 授業科目 | | 必修又は 選択の区分 | 単位数 | |
|--------|-------------|----------------|-----|---|
| 人間科学領域 | 導入科目 | フィールド実習 | 必修 | 1 |
| | | アカデミックリテラシー | 必修 | 1 |
| | | 物理学 | 選択 | 1 |
| | | 生物学 | 選択 | 1 |
| | | 化学 | 選択 | 1 |
| | 人間の理解 | 心理学 | 必修 | 2 |
| | | 臨床心理学 | 選択 | 2 |
| | | 哲学 | 選択 | 2 |
| | | 生命倫理学 | 必修 | 1 |
| | | 健康体力科学 | 必修 | 1 |
| | | 健康体力科学演習 | 必修 | 1 |
| | | フィジカルフィットネス | 選択 | 1 |
| | 社会の理解 | 法と社会 | 選択 | 1 |
| | | 教育学 | 選択 | 1 |
| | | 社会福祉論 | 必修 | 1 |
| | | 社会学 | 必修 | 2 |
| | | 医療経済学 | 必修 | 1 |
| | | 医療人類学 | 選択 | 1 |
| | 環境の理解 | 人間工学 | 必修 | 2 |
| | | 健康環境論 | 選択 | 1 |
| | | 生理人類学 | 選択 | 1 |
| | 情報 | 情報処理学 | 必修 | 2 |
| | | 保健統計学 | 必修 | 2 |
| | 国際 | 英語Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 英語Ⅱ | 必修 | 1 |
| | | 英語Ⅲ | 必修 | 1 |
| | | 英語Ⅳ | 選択 | 1 |
| 英会話 | | 選択 | 1 | |
| 英語講読 | | 選択 | 1 | |
| ドイツ語 | | 選択 | 1 | |
| 中国語 | | 選択 | 1 | |
| ロシア語 | | 選択 | 1 | |
| 看護専門領域 | 健康・疾病・障害の理解 | 解剖生理学 | 必修 | 1 |
| | | 解剖生理学演習 | 必修 | 1 |
| | | 代謝と栄養 | 必修 | 2 |
| | | 解剖生理学実習 | 必修 | 1 |
| | | 人間病態学（病気の成り立ち） | 必修 | 2 |
| | | 人間病態学演習Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 人間病態学演習Ⅱ | 必修 | 1 |

| 授業科目 | | 必修又は 選択の区分 | 単位数 | |
|-----------|---------------------|---------------|-----|---|
| 看護専門領域 | 健康・疾病 ・障害の理 解 | 疾病・障害論Ⅰ（概論） | 必修 | 1 |
| | | 疾病・障害論ⅡA（各論1） | 必修 | 2 |
| | | 疾病・障害論ⅡB（各論2） | 必修 | 2 |
| | | 疾病・障害論ⅡC（各論3） | 必修 | 1 |
| | | 疾病・障害論Ⅲ（精神） | 必修 | 1 |
| | | 疾病・障害論Ⅳ（母性） | 必修 | 1 |
| | | 疾病・障害論Ⅴ（小児） | 必修 | 1 |
| | | 臨床薬理学 | 必修 | 1 |
| | | 公衆衛生学 | 必修 | 1 |
| | | 疫学 | 必修 | 2 |
| | | 保健医療福祉論 | 必修 | 1 |
| | 看護の基本 | 看護学概論 | 必修 | 2 |
| | | 生活援助論Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 生活援助論Ⅱ | 必修 | 1 |
| | | フィジカルアセスメントⅠ | 必修 | 1 |
| | | フィジカルアセスメントⅡ | 必修 | 1 |
| | | 看護過程論 | 必修 | 2 |
| | | 診療補助技術論Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 診療補助技術論Ⅱ | 必修 | 1 |
| | | 基礎看護学実習Ⅰ | 必修 | 1 |
| | 基礎看護学実習Ⅱ | 必修 | 2 | |
| | 看護援助の 方法 | 母性看護学概論 | 必修 | 1 |
| | | 母性看護方法論 | 必修 | 2 |
| | | 母性看護方法論演習 | 必修 | 1 |
| | | 小児看護学概論 | 必修 | 1 |
| | | 小児看護方法論 | 必修 | 2 |
| | | 小児看護方法論演習 | 必修 | 1 |
| | | 成人看護学概論 | 必修 | 1 |
| | | 成人看護方法論Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 成人看護方法論Ⅱ | 必修 | 1 |
| | | 成人看護方法論Ⅲ | 必修 | 1 |
| | | 成人看護方法論演習Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 成人看護方法論演習Ⅱ | 必修 | 1 |
| 老年看護学概論 | | 必修 | 1 | |
| 老年看護方法論Ⅰ | 必修 | 1 | | |
| 老年看護方法論Ⅱ | 必修 | 1 | | |
| 老年看護方法論演習 | 必修 | 1 | | |
| 精神看護学概論 | 必修 | 1 | | |
| 精神看護方法論 | 必修 | 2 | | |
| 精神看護方法論演習 | 必修 | 1 | | |

| 授業科目 | | 必修又は 選択の区分 | 単位数 | |
|-------------|-------------|---------------|-----|---|
| 看護専門領域 | 看護援助の 方法 | 在宅看護学概論 | 必修 | 1 |
| | | 家族看護論 | 必修 | 1 |
| | | 在宅看護方法論 | 必修 | 1 |
| | | 在宅看護方法論演習 | 必修 | 1 |
| | | 地域看護学概論 | 必修 | 1 |
| | | 公衆衛生看護方法論Ⅰ | 必修 | 1 |
| | | 公衆衛生看護方法論Ⅱ | 必修 | 1 |
| | | 公衆衛生看護方法論Ⅱ演習 | 必修 | 1 |
| | | 公衆衛生看護方法論Ⅲ | 必修 | 1 |
| | | 公衆衛生看護方法論Ⅲ演習 | 必修 | 1 |
| | 看護の 実践 | 母性看護学実習 | 必修 | 2 |
| | | 小児看護学実習 | 必修 | 2 |
| | | 成人看護学実習A | 必修 | 2 |
| | | 成人看護学実習B | 必修 | 2 |
| | | 老年看護学実習 | 必修 | 2 |
| | | 精神看護学実習 | 必修 | 2 |
| | | 在宅看護学実習 | 必修 | 2 |
| | | 公衆衛生看護学実習 | 必修 | 4 |
| | | 統合実習 | 必修 | 2 |
| | 看護の 発展 | 看護キャリア形成論 | 必修 | 1 |
| | | ヒューマンヘルスケア | 選択 | 1 |
| | | 子どもと家族の発達支援論 | 選択 | 1 |
| | | 思春期健康論 | 選択 | 1 |
| | | 緩和ケア論 | 選択 | 1 |
| | | 認知症高齢者ケア論 | 選択 | 1 |
| | | 地域精神保健看護論 | 選択 | 1 |
| | | コミュニティ政策論 | 必修 | 1 |
| | | 災害看護論 | 必修 | 1 |
| | | 国際看護論 | 選択 | 1 |
| | | 国際看護演習Ⅰ | 選択 | 1 |
| 国際看護演習Ⅱ | | 選択 | 1 | |
| 国際看護演習Ⅲ | | 選択 | 1 | |
| クリティカルケア看護論 | | 選択 | 1 | |
| 研究方法論 | | 必修 | 1 | |
| 卒業研究 | | 必修 | 4 | |